

登園許可証(医師記入)

いるま保育園

組 園児名

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」による

該当疾患に○	疾患名	登園の目安
		※以下の基準に基づき医師が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過すること
	インフルエンザ(A・B)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過すること
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること
	風疹（三日はしか）	発疹が消失すること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになること
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過すること、 かつ、全身状態が良好になること
	結核	医師により感染のおそれがないと認められること
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失し2日経過すること
	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が強いため、症状が消失していること
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性薬による治療 が終了すること
	腸管出血性大腸菌感染症 （O 157など）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、2回の検便によって 菌陰性が確認されてから
	急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められること
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められること

【登園後の注意点】

令和 年 月 日 から療養していましたが、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったため、令和 年 月 日 から登園可能と判断します。

令和 年 月 日 医療機関

医師名

★保護者の皆様へ

お子さまの症状が回復してから受診し、許可証に記入をして貰ってください。
医師により、集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する場合は、
この「許可証」を保育園に提出して下さい。